

公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー(JSPO-AT)
更新研修受講実績・活動実績の承認に関する基準

1. 目的

公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)は、別に定める「日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー更新登録要件」にもとづき、更新研修受講実績および活動実績を単位として承認する基準を定める。

2. カテゴリー別承認基準

カテゴリーA JSPO が認める一次救命処置(BLS)資格の保持

JSPO は、別に定める「日本スポーツ協会アスレティックトレーナー資格取得・更新のための一次救命処置資格 承認基準」を満たす BLS 資格講習会を受講し、更新登録予定日において JSPO が認める有効な BLS 資格を保有していることで単位として承認する。

カテゴリーB インテグリティ研修への参加

JSPO は、JSPO が義務づけるインテグリティ研修への参加実績を単位として承認する。

カテゴリーC JSPO が認める国内での研修への参加

JSPO は、別に定める「カテゴリーC JSPO が認める国内での研修 承認基準」を満たす研修会をあらかじめ更新研修として承認する。承認された研修会の主催団体は、JSPO に代わり参加実績を単位として承認する。

カテゴリーD JSPO が認める国外での研修への参加

JSPO は、以下(ア)～(ウ)の全ての条件を満たす研修会への参加実績を単位として承認する。

(ア)主催団体

国外に拠点があり次のいずれかに該当する。

- ・ World Federation of Athletic Training & Therapy
- ・ International Olympic Committee
- ・ World Federation of Athletic Training & Therapy Charter Members
(2025 年 11 月時点:12 団体、最新情報は WFATT のホームページを確認すること)

(イ)研修内容

次のいずれかに該当する。

- ① 安全・健康管理およびスポーツ外傷・障害の予防
- ② コンディショニング
- ③ リコンディショニング
- ④ スポーツ現場における救急対応
- ⑤ 検査・測定と評価
- ⑥ スポーツ科学(トレーニング科学、バイオメカニクス、運動生理学、スポーツ心理学)

- ⑦ スポーツ医学
- ⑧ 人体の解剖と機能
- ⑨ アンチ・ドーピング
- ⑩ スポーツ栄養
- ⑪ スポーツ現場におけるスタッフ(ドクター、トレーナー他)の活動報告等

(ウ)実施形態

対面・オンライン・オンデマンドなど実施形態は問わない。

カテゴリーE 各種セミナーへの参加

JSPOは、以下(ア)、(イ)のいずれの条件を満たす研修会への参加実績を単位として承認する。

(ア)研修内容

次のいずれかに該当する。なお、主催団体や講師については問わない。

- ① 安全・健康管理およびスポーツ外傷・障害の予防
- ② コンディショニング
- ③ リコンディショニング
- ④ スポーツ現場における救急対応
- ⑤ 検査・測定と評価
- ⑥ スポーツ科学(トレーニング科学、バイオメカニクス、運動生理学、スポーツ心理学)
- ⑦ スポーツ医学
- ⑧ 人体の解剖と機能
- ⑨ アンチ・ドーピング
- ⑩ スポーツ栄養
- ⑪ スポーツ現場におけるスタッフ(ドクター、トレーナー他)の活動報告等

(イ)実施形態

対面・オンライン・オンデマンドなど実施形態は問わない。

カテゴリーF 教授法に関する講習会への参加

JSPOは、JSPOが開催する専任教員ミーティングや専任教員講習会への参加実績、コーチデベロッパー養成講習会の修了実績を単位として承認する。

カテゴリーG スポーツ現場におけるJSPO-ATとしての活動

JSPOは、スポーツ現場における日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー(以下「JSPO-AT」という。)としての活動実績を単位として承認する。ただし、カテゴリーJ「AT免除適応コース承認校が実施するJSPO-ATの教育活動」は除く。

カテゴリーH アスレティックトレーニング学関連領域に関わる学術・研究活動－(1)研究発表

JSPOは、以下(ア)、(イ)のいずれも満たす学術大会における研究発表の実績を単位として承認する。

(ア)テーマ・内容

研究発表の内容がJSPO-ATのコンピテンシー(以下参照)のいずれかに該当する。

- ① スポーツ活動中の外傷・障害予防
- ② コンディショニングやリコンディショニング
- ③ プレーヤーの安全管理と健康管理
- ④ 医療資格者に引き継ぐまでの救急対応

(イ)発表形式

口頭発表・ポスター発表のいずれかである。

カテゴリーH アスレティックトレーニング学関連領域に関わる学術・研究活動

-(2)論文執筆等の活動

JSPOは、以下(ア)、(イ)のいずれも満たす論文執筆の実績を単位として承認する。なお、論文の文字数は問わない。

(ア)テーマ・内容

論文のテーマ・内容がJSPO-ATのコンピテンシー(以下参照)のいずれかに該当する。

- ① スポーツ活動中の外傷・障害予防
- ② コンディショニングやリコンディショニング
- ③ プレーヤーの安全管理と健康管理
- ④ 医療資格者に引き継ぐまでの救急対応

(イ)論文形式

原著・資料・総説・実践報告・事例報告を含む。なお、単著または共著に含まれている者とする。

カテゴリーH アスレティックトレーニング学関連領域に関わる学術・研究活動

-(3)専門書籍の執筆等の活動

JSPOは、以下(ア)、(イ)のいずれも満たす専門書籍の執筆等の活動を単位として承認する。なお、原稿の文字数は問わない。

(ア)テーマ・内容

論文のテーマ・内容がJSPO-ATのコンピテンシー(以下参照)のいずれかに該当する。

- ① スポーツ活動中の外傷・障害予防
- ② コンディショニングやリコンディショニング
- ③ プレーヤーの安全管理と健康管理
- ④ 医療資格者に引き継ぐまでの救急対応

(イ)活動形式

執筆・監修・翻訳・監訳のいずれかである。自身は執筆しないインタビュー形式は承認しない。

カテゴリーH アスレティックトレーニング学関連領域に関わる学術・研究活動

-(4)演者、シンポジストとしての活動

JSPOは、以下(ア)、(イ)のいずれも満たす演者、シンポジストとしての活動実績を単位として承認

する。なお、発表の時間数は問わない。

(ア)テーマ・内容

論文のテーマ・内容が JSPO-AT のコンピテンシー(以下参照)のいずれかに該当する。

- ① スポーツ活動中の外傷・障害予防
- ② コンディショニングやりコンディショニング
- ③ プレーヤーの安全管理と健康管理
- ④ 医療資格者に引き継ぐまでの救急対応

(イ)役割

学術大会等における演者またはシンポジスト

カテゴリーI 研修会等での教育活動

JSPO は、以下(ア)、(イ)のいずれの条件を満たす研修会等において講師としての教育活動を単位として承認する。なお、講義の時間数は問わない。

(ア)研修内容

- 次のいずれかに該当する。
- ① JSPO-AT の役割
 - ② 安全・健康管理およびスポーツ外傷・障害の予防
 - ③ コンディショニング
 - ④ リコンディショニング
 - ⑤ スポーツ現場における救急対応
 - ⑥ 検査・測定と評価
 - ⑦ スポーツ科学(トレーニング科学、バイオメカニクス、運動生理学、スポーツ心理学)
 - ⑧ スポーツ医学
 - ⑨ 人体の解剖と機能
 - ⑩ アンチ・ドーピング
 - ⑪ スポーツ栄養
 - ⑫ スポーツ現場におけるスタッフ(ドクター、トレーナー他)の活動報告等

(イ)実施形態

対面・オンライン・オンデマンドなどの実施形態は問わない。

カテゴリーJ 免除適応コース承認校が実施する JSPO-AT の教育活動

–(1)現場実習指導者としての活動

JSPO は、AT 免除適応コース承認校において現場実習指導者としての活動実績を単位として承認する。現場実習指導者の活動状況は AT 免除適応コース承認校が管理することから、JSPO に代わり実績を承認する。

ただし、AT 免除適応コース承認校が単位として承認した活動実績に疑義が生じた場合、JSPO は調査のうえ必要に応じて当該単位の承認を取り消す場合がある。

カテゴリーJ 免除適応コース承認校が実施する JSPO-AT の教育活動

-(2)実技確認テスト検定員・プレーヤー役としての活動

JSPO は、免除適応コース承認校において実技確認テストにおける検定員・プレーヤー役としての活動実績を単位として承認する。実技確認テストにおける検定員・プレーヤー役の活動状況は免除適応コース承認校が管理することから、JSPO に代わり実績を承認する。

カテゴリーJ 免除適応コース承認校が実施する JSPO-AT の教育活動

-(3)免除適応コース承認校における JSPO-AT 専門科目カリキュラム講師としての活動

JSPO は、免除適応コース承認校における JSPO-AT 専門科目の授業を講師として担当した活動実績を単位として承認する。講師の活動状況は免除適応コース承認校が管理することから、JSPO に代わり実績を承認する。

ただし、免除適応コース承認校が単位として承認した活動実績に疑義が生じた場合、JSPO は調査のうえ必要に応じて当該単位の承認を取り消す場合がある。

カテゴリーK JSPO が実施する JSPO-AT の教育活動

-(1)JSPO-AT 養成講習会講師としての活動

JSPO は、JSPO-AT 養成講習会における JSPO-AT 専門科目の講義を講師として担当した活動実績を単位として承認する。なお、講義の時間数は問わない。

カテゴリーK JSPO が実施する JSPO-AT の教育活動-(2)現場実習指導者説明会への参加

JSPO は、JSPO が開催する現場実習指導者説明会の受講実績を単位として承認する。

カテゴリーK JSPO が実施する JSPO-AT の教育活動

-(3)実技確認テスト検定員説明会への参加

JSPO は、JSPO が開催する実技確認テスト検定員説明会の受講実績を単位として承認する。

3. カテゴリー別単位数等

カテゴリー別の必須単位数や上限単位数等は、別表に定めるとおりとする。

4. その他

承認された参加実績に疑義が生じた場合、JSPO は調査のうえ必要に応じて当該単位の承認を取り消す場合がある。

この基準は、アスレティックトレーナー部会専門科目教育制度検討委員会の決定により変更することができる。必要な申請・承認手続きについては別途定める。

5. 附則

令和 8 年 1 月 29 日作成、令和 8 年 4 月 1 日施行

公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー更新研修受講実績・活動実績の承認に関する基準 別表

最終更新日:令和8年1月29日

カテゴリー	内容	単位換算方法(注1)	単位数		単位申請	
			必須	上限(注2)		
A	JSPOが認める一次救命処置(BLS)資格の保持	1回:1単位	1単位	2単位	2単位	本人
B	インテグリティ研修への参加	1回:1単位	1単位	1単位	1単位	JSPO
C	JSPOが認める国内での研修への参加 学術団体主催の学会等	指定演題(プログラム)への4時間以上の聴講:2単位(注4)	2単位	—	—	団体
	JSPO-AT都道府県・ブロック協議会主催の研修会等主催の研修会	基準を満たした3時間以上の研修会への参加:1単位				
	中央競技団体・プロスポーツ団体等主催の研修会	基準を満たした3時間以上の研修会への参加:1単位				
	アスレティックトレーニング関連団体主催の研修会	基準を満たした3時間以上の研修会への参加:1単位				
	JSPO公認スポーツ指導者対象の更新研修	基準を満たした3時間以上の研修会への参加:1単位				
D	JSPOが認める国外での研修への参加	3時間以上の参加:1単位	—	5単位	10単位	本人
E	各種セミナーへの参加	3時間以上の参加:1単位	—	1単位	2単位	本人
F	教授法に関する講習会への参加 AT専任教員ミーティング、AT専任教員講習会、コーチデベロッパー養成講習会	1回:1単位	1単位 (専任教員のみ)	1単位	4単位	JSPO
G	スポーツ現場におけるJSPO-ATとしての活動 ※カテゴリーJは除く	1日3時間以上の活動時間を有する日が1年間で100日以上:1単位	—	3単位	3単位	本人
H	アスレティックトレーニング学関連領域に関わる学術・研究活動 研究発表(口頭・ポスター)	筆頭者のみ—1演題:2単位 筆頭者以外—1論文:1単位	—	3単位	4単位	本人
	論文執筆等の活動 (原著・資料・総説・実践報告・事例報告)	原著論文・筆頭者のみ —1論文:3単位 原著論文以外・筆頭者のみ —1論文:2単位 筆頭者以外 —1論文:1単位				
	専門書籍の執筆等の活動	1回:1単位				
	学会等における演者・シンポジストとしての活動	1回:1単位				
I	研修会等での教育活動	1講演:1単位	—	3単位	6単位	本人
J	免除適応コース承認校が実施するJSPO-ATの教育活動 現場実習指導者としての活動	受入人数に関係なく 年間50時間以上:1単位	—	3単位	3単位	学校
	実技確認テストにおける 検定員・プレーヤー役としての活動	1年間で1日以上:1単位(注5)				
	免除適応コース承認校における AT専門科目カリキュラムの講師としての活動	1半期(上期/下期):1単位 (注6)				
K	JSPOが実施するJSPO-ATの教育活動 JSPO-AT養成講習会の講師としての活動	1講習会:1単位(注7)	—	4単位	4単位	JSPO
	AT現場実習指導者説明会の参加	1回:1単位(注8)				
	実技確認テスト検定員説明会の参加	1回:1単位(注8)				

(注1)単位換算方法に記載の時間数以上受講しても、指定の単位のみ付与される。

例: カテゴリーCで同一研修会に6時間参加しても1単位、カテゴリーCとして認められた別の研修会に参加して2単位ずつ取得することは可

(注2)上限単位数を超えた更新研修受講実績および活動実績は単位として承認しない。

(注3)JSPO-ATとアスレティックトレーナー専任教員は、必須単位または上限単位が異なるため、以下のように表記することで区別する。

JSPO-AT:一般AT／免除適応コース承認校におけるアスレティックトレーナー専任教員:専任教員

(注4)学術団体主催の学会では、JSPOに承認された指定演題(プログラム)の聴講が必須となる。

指定演題(プログラム)は、学会が事前にJSPOへ申請し、承認を受けたものに限る。

(注5)1年間のうち検定員・プレーヤー役を複数日担当しても1単位以上は実績として承認しない。

(注6)1半期(上期/下期)のうち複数科目で講師を担当しても2単位以上は実績として承認しない。

(注7)講習会1期あたり、複数の講義で講師を担当しても2単位以上は実績として承認しない。

(注8)2回目以降の受講実績は単位として承認しない。